

幕末維新时期における地主経営

丹羽 弘

はしがき

幕末維新时期における地主経営はいかになされたか、その構造的変化に着目しつつ、貸付地経営、家計構造、小作米販売の側面から、地主経営の展開過程を明らかにすることが本稿の課題である。ここで対象とする地主は、近世後期以降、美濃織地域に属する厚見郡下佐波村（現在羽島郡柳津町）にあり、明治期ほぼ25町歩余の土地所有者となった青木久兵衛家である。

旧稿¹⁾において、当地方の「近世土地移動の時代性格」をみたまさい、地主小作関係について関説し、19世紀前半ごろは、質地小作からいわゆる第二次名田小作（明治の普通小作）への一般的転移の過渡期とみなされ、同世紀後半に入り、土地金融と地主的土地集中との分離傾向が促進し、開港後、とくに文久一慶応期ごろには、地主制形成の初発的段階に達したものとみなされるとした。下佐波村における天保期村方騒動のあと庄屋役に就任（天保5年）した青木家は、そのころかなりの規模の内機ないし出機を組織する綿織生産を行ない、弘化3年には「紀州総糸売捌所」を設立して総糸問屋商人となり、その間、資本蓄積を進めるとともに土地集積を並行させている。その後、綿業関係より手をひき、開港後の本源的蓄積過程の進行のなかで、貸金業をてこしながら、蓄積資本を土地購入にあてて急速に寄生地主化し、明治初年には村最高の土地所有者となっている²⁾。

以下に青木家の、この時期における地主経営の展開過程をみていくこととしたい。

I 貸付地経営

まずはじめに青木家地主経営のうち、最大の

比重を占める貸付地経営についてみておこう。その規模、内容を概観するため、地租改正直前（明治6年）の耕宅地所在地別貸付状況を示したのが表1—(a)・(b)である。田・畑・宅地総面積（本畝＝台帳面積）15町3反3畝のうち、田13町3反8畝余（87.3%）、畑・宅地1町9反4畝余となっており、田の比率がきわめて高い。また貸付地は15町8畝余、総面積の98.4%と圧倒的に高く、手作地は2反4畝余に過ぎない。すでに地租改正前の段階で、自作地経営の比重はほとんどとるに足らないほどの存在であることがわかる。

平均反当り掬米（普通掬米＝契約小作料）は、田1.45石、畑1.265石、宅地1.546石であり、かなり高額といえる。ただし表示された面積は本畝であるのにたいし、この掬米は有畝（掬畝）を基準として定められる「豊年ノ定掬」であることに留意しておきたい。貸付地田・畑・宅地の普通掬米総額は、手作分を控除して196石余となる。明治6年の青木家小作人は125人である（表3参照）ので、小作人1人当りの普通掬米額は約1.57石であり、その零細性を知ることができる。

当村における実着掬米（実納小作料）の決定方法はつきのごとくである³⁾。豊作年を除き、地主代表が若干筆を選んで「坪切様」と称する村内検見を実施して、坪当り予想収獲量を計出する。それを基準として、各地主は小作人代表を加えて「合見」を行ない、各筆当該年度の減免額を査定し、その分を普通掬米額から控除、納入予定額である見立掬米額を決定する。この見立掬米額が「掬取米帳」に記載され、さらに実際の収納過程において、個々の小作人との関係によって、「欠引」、「勘弁」などの名目で本年当引が行なわれる。最終的に実納される小作料

表1—(a) 青木家所有地(田)の所在地別貸付状況(明治6年)

所在地	面積 畝	内貸付地 畝	内手作地 畝	石高 石	掬米 石	反当掬米 石	地代 円
下佐波村							
官浦	77.195 42.08	69.245 39.26	7.25 2.12	11.383 4.960	12.500 6.540	1.610 1.547	229.41 148.97
葭原	366.105 7.145	366.105 7.145		46.925 815	53.732 1.280	1.467 1.711	863.38 33.93
山西	13.005 20	13.005 20		1.899 67	2.030 100	1.559 1.493	39.17 2.40
村中	11.165 11.09	11.165 11.09		1.733 1.358	2.070 2.160	1.792 1.912	45.35 56.68
山前	9.23 1.16	9.23 1.16		1.465 167	1.770 230	1.812 1.503	35.88 4.74
野畑	3.20	3.20		550	720	1.962	15.60
丸池	9.005 45	9.005 45		837 9	1.250 20	1.386 1.333	21.94 49
萩野	2.01 5.22	2.01 5.22		183 516	250 850	1.232 1.483	3.51 14.01
領毛	7.17 9	7.17 9		984 18	1.150 50	1.519 1.667	22.38 1.12
四反田	45.06	45.06		5.725	6.630	1.466	120.79
九反田	34.22	34.22		3.128	4.460	1.283	89.38
広坪	107.08	107.08		10.833	14.360	1.339	273.31
野畔	4.10	4.10		303	429	991	4.94
北新田	48.085	48.085		5.376	7.680	1.591	132.29
玄番新田	48.29	48.29		5.127	6.916	1.412	129.25
計	789.12 69.03 858.15	781.17 66.21 848.08	7.25 2.12 10.07	96.451 7.910 104.361	115.947 11.230 127.177	1.469 1.625 1.481	2,026.63 262.34 2,288.97
上佐波村	13.18	13.18		1.497	1.920	1.412	29.50
中佐波村	65.17	65.17		7.477	9.238	1.409	100.69
高桑村	401.00	401.00		48.469	55.655	1.388	306.22
総計	1,338.20	1,328.13	10.07	161.804	193.990	1.450	2,725.38

注1) 明治6年「控田畑地券下調簿」「控地田畑代盛帳」より作成。
 2) 下佐波村各地区の下段に示したのは「畑田」の集計である。

が実着掬米である。

表2は、元治元(1864)年から明治11(1878)年にいたる、下佐波村内貸付地の普通掬米、実着掬米および減免率の推移をみたものである。普通掬米額は、元治元年107石余、明治2年以降140石台となり、地租改正を経過して、同11年には166石余となっている。すなわち、下佐波村内において、15年間に普通掬米額60石ほどに該当する土地集積がなされたことを示している。

減免率の推移に関しては、すでに旧稿⁴⁾においてみたところであるが、ここでまとめておくこととしよう。① 輪中地帯に属する村の水害による影響は甚大であり、したがって畑よりは

田の減免率ははるかに大きくなっている。② ことに「大風水害」を受けた慶応元・2年、明治元年には、畑減免率も高いが、田減免率は一層高く、慶応元・2年の田掬米は全免となっている。③ 明治2年以降、減免率は比較的小さくなり生産の漸次的安定を推測させる。④ 地租改正後の同8年以降、畑は「定掬」として普通掬米がほとんどそのまま実着掬米となり、全体としての減免率も、同9年を例外として20%以内にとどまっている。

上述減免率の推移からも明らかなように、この時期地主制形成の初発的段階に達したとはいえず、きわめて不安定の状態にあったといわざるをえず、地租改正が、地主制形成の画期とし

幕末維新时期における地主経営（丹羽）

表1-(b) 青木家所有地（畑・宅地・藪）の所在地別貸付状況（明治6年）

	所在地	面積 畝	内貸付地 畝	内手作地 畝	石高 石	米 石	反当米 石	地代 円
畑	下佐波村							
	官浦	24.155	24.155		2.982	3.130	1.277	64.48
	葎原	23.22	23.22		2.169	3.330	1.403	83.25
	山西	7.125	7.125		726	920	1.240	19.38
	村中	17.08	12.02	5.06	2.063	3.020	1.749	85.67
	山前	20.245	20.245		2.496	2.370	1.138	40.70
	野畑	12.28	12.28		1.291	1.560	1.206	32.68
	丸池	1.00	1.00		80	250	2.500	8.08
	領毛	2.22	2.22		273	330	1.209	5.33
	四反田	16.23	16.23		1.406	1.840	1.097	46.23
	広坪	1.295	1.295		179	524	2.646	13.88
堤外	4.025		4.025	245	90	221	1.38	
計	133.075	123.29	9.085	16.668	17.364	1.305	432.32	
	中佐波村	27.08	27.08		2.695	2.708	993	28.34
	高桑村	22.15	22.15		2.317	3.075	1.367	59.35
	総計	183.005	173.22	9.085	21.680	23.147	1.265	520.01
宅地	下佐波村 村中	11.095	6.00	5.095	1.358	1.750	1.546	52.58
藪	下佐波村 村中	7.055	3.15	3.205	(貢米)81	590		
田・畑・宅地・ 総計		1,533.00	1,508.05	24.25	184.838	218.887	1.428	3,297.97

表2 青木家下佐波村内貸付地における普通・実着米額および減免率の推移

年代	田			畑			計			備考
	普通米	実着米	減免率	普通米	実着米	減免率	普通米	実着米	減免率	
	(A)	(B)	$\frac{A-B}{A}$	(A)	(B)	$\frac{A-B}{A}$	(A)	(B)	$\frac{A-B}{A}$	
	石	石	%	石	石	%	石	石	%	
1864 (元治1)	90.645	43.265	52.3	16.486	13.359	19.0	107.131	56.624	47.1	
65 (慶応1)	109.681	0	100.0	16.791	5.382	67.9	126.472	5.382	95.7	大風水害
66 (2)	109.681	0	100.0	16.791	6.175	63.2	126.472	6.175	95.1	〃
67 (3)	108.667	100.504	7.5	16.518	15.167	8.2	125.185	115.671	7.6	
68 (明治1)	110.991	18.647	83.2	16.509	12.446	24.6	127.500	31.093	75.6	大水害
69 (2)	116.147	84.742	27.0	24.113	22.110	8.8	140.260	106.842	23.8	
70 (3)	116.147	95.994	17.4	24.113	22.284	7.6	140.260	118.278	15.7	
71 (4)	116.147	91.166	21.5	24.113	21.548	10.6	140.260	112.714	19.6	
72 (5)	116.563	82.940	28.8	25.511	22.548	11.6	142.074	105.488	25.8	
73 (6)	117.267	91.743	21.8	25.511	22.210	12.9	142.778	113.953	20.2	
74 (7)	119.646	73.810	38.3	24.019	22.452	6.5	143.665	96.262	33.0	
75 (8)	121.545	102.396	15.8	24.891	24.810	0.3	146.436	127.206	13.1	
76 (9)	121.545	74.739	38.5	24.891	24.860	0.1	146.436	99.599	31.0	
77 (10)	123.905	104.502	15.7	25.891	25.860	0.1	149.796	130.362	12.0	
78 (11)	136.189	114.126	16.2	30.006	29.809	0.7	166.195	143.935	13.4	

注1) 明治2～8年「村方分田畑担帳」、明治8～11年「米取獲取調帳」による。

2) 宅地は畑に含まれている。

表3 青木家の小作料収取状況

年代	米納 (A) 石	代金納 (B) 石	その他納 (C) 石	本年当引 石	本年不納 石	前年不納分 (D) 石	本年納入計 (A+B+C+D) 石	小作 人数	備 考
安政 2 (1855)	116.1476	0.68		0.02	2.9986	0.0234	116.851	97	
〃 6 (1859)	84.4942	1.2894 (2兩2朱 372文)		0.05	5.1049	2.0332	87.8168	99	掬米「なし」21筆 18人
文久 1 (1861)	88.3937	?		0.2227	1.6807		88.3937	105	掬米「なし」5筆3 人 未進元利のみ1人
〃 3 (1863)	105.2994	0.2713		0.23	2.7532	0.012	105.5827	107	掬米「なし」4筆 3人 未進元利のみ5人
元治 1 (1864)	81.833	2.1911 (5兩2分3 朱1匁46 202文)	0.4582	0.182	4.1653	0.578	85.0603	105	掬米「なし」17筆 14人 未進元利のみ5人 疋分2筆2人
慶応 3 (1867)	171.2291	?	0.1109	0.083	4.6224	2.1861	173.5261	118	未進元利のみ5人 疋分3筆2人
明治 3 (1870)	167.1232	6.4993 (40兩2分 2朱)	0.2457	0.2097	2.8617	1.7183	175.5865	130	掬米「なし」2筆2 人 未進元利のみ6人 疋分2筆2人
明治 6 (1873)	139.4545	21.2781 (101円 60銭3厘)	0.695	0.835	5.6557	0.3764	161.804	125	掬米「なし」5筆3 人 未進元利のみ7人

- 注 1) 各年「掬取米帳」による。
 2) 元治1年のみ、高桑村農民の「本年不納」分が加算されている。
 3) 文久1、慶応3年の代金納は不明。
 4) 「その他納」は「日雇」「小役米」などで代納したものである。

て、その創出期とみなしてよいであろう。

つぎに青木家に残されている「掬取米帳」により、小作料収取の実状をみたのが表3である。ここで「掬取米帳」について若干説明しておきたい。①すでに述べたごとく、普通掬米の記載はなく、はじめに見立掬米額と前年未納分とが記され、ついで米納、代金納、その他「日雇」、「小役米」、「床抜代」などで振り替え納入する具体的な納入方法が記されている。②青木家は、天保期加納藩医として転出した分家である政之丞家や西部村大地主竹内家出作り分の小作地支配人を勤めている。「掬取米帳」には、それらの小作料収取の状況も記されているが、表3の集計からは除いてある。③属人主義をとっているため、他村出作り分を含む全貸付地からの納入小作料の集計である。④高桑村貸付地については、青木家委嘱の小作地支配人がおり、多くは支配人による小作料一括納入方式がとられているため、未進分が判明するのは元治元年のみである。

表3の本年納入計によれば、安政2年116石余、元治元年85石余となっている。一般的には、地主的土地集積が進行すれば、それだけ小作料納入額も増加すべきであるが、さきにもみた水害による影響もあり、この間の小作料収取の状況は、きわめて不安定であったとみなさざるをえない。かかる事態は、備考欄にみる掬米「なし」の筆数がかかなり多く存在していることから推測されよう。連年の大風水害の後をうけて、慶応3年には173石余と元治元年の2倍を超える小作料を収納している。ついで明治3年175石余、同6年161石余とほぼ均衡しており、小作料収取状況は、相対的にみて安定期に入ったとみなしてよいであろう。

文久元年、慶応3年の代金納については、全く記載されていない。ところが後述家計構造の分析に用いた「金銀出入帳」によれば、小作料金納は、天保12年10兩2朱、文久元年19兩、慶応3年86兩1分1朱、明治6年150円13銭となっている(表7参照)。したがって「掬取米帳」

幕末維新时期における地主経営（丹羽）

にみる代金納の記載はきわめて不備であるといわざるをえない。ただここでは、時代の進行とともに、ことに明治期に入って代金納が増大（明治6年、代金納率13%余—表3）しており、それだけ商品貨幣経済の発展が推測されることを確認しておきたい。

米納・代金納のほか、小作料を「日雇」・「小役」などに振り替え、労働地代として支払ったものがあり、また未進分は貸金として処理されている。元治元～明治3年には「荀分」という古い小作慣行がみられるが（備考欄）、それは高桑村の劣等田のみに適用されており、水害を受けたときなどに小作人の要請にもとづき例外的に行なわれたもので、そのさい、地主と小作人とは「五分五分」の比率で刈り分けている。

当村では、連年の大風水害のあと、文久一元治期に普通掬米額の引下げを行なっている⁵⁾。すなわち、地主・小作の対立抗争を背景に、年々の減免状況を勘案して普通掬米を減額することにより、当時の生産力発展段階に即応させたものとみなされる。ところで小作料全額未進が2年におよぶときは、小作地引上げとなり、以後の「掬取米帳」には「未進元利」のみが記載されている。小作地引上げは、文久元年1人、同3年5人（備考欄）となっており、普通掬米額の引下げとともに、この時期に青木家貸付地経営の再編整備がなされたものとみなされる。

未進処理に関し、増蔵・五右衛門の例についてはすでにみたところであるが⁶⁾、ここでは清九郎の場合、未進処理がいかになされたかを「掬取米帳」よりとりあげてみよう。

	清九郎
— 未年	
— 八斗四升	昨午年不足 元三斗八升式合
— 壹石貳斗三升式合	昨年庄屋田御年貢 取替 元五斗六升
— 六斗	竹内分玄蕃付米
ㄨ 貳石六斗七升式合	
内	
壹石貳斗	玄蕃ニ而新兵衛 入
壹斗六升	官西二枚ニ新兵衛 入

壹斗壹升	小橋新六入
貳斗壹升	井田四ツ文四郎入
五升	苗代入
ㄨ 壹石七斗三升	
引而九斗四升式合	全ク不足
七俵五ト	
代四円拾銭六厘六毛	
申六ト	
四拾八銭貳厘八毛	
元リ ㄨ 四円五拾八銭貳厘八毛	
酉六ト	
五拾四銭八厘	
合五円ト拾三銭也	
内 壹円 戌九月二日入	
壹円 亥二月五日入	
四ト通しリ	
元利 ㄨ 四円拾貳銭五厘	
内 三円并五銭 丑五月十七日入	
皆済ニ致遣候	

午（明治3）年の青木家未進分3斗8升2合、庄屋田取替分5斗6升にそれぞれ12割の利子がつき、竹内家分6斗と合わせて2石6斗7升2合が未（同4）年の納入すべき小作料額である。そのうち、清九郎は苗代分5升を納入したのみで、小作地を移転させた新兵衛、新六、文四郎が1石2斗3升を納入し、未進9斗4升2合（4円10銭6厘6毛）となっている。申（同5）・酉（同6）年は6分利で5円13銭となり、戌（同7）・亥（同8）両年に2円納入、元利4円12銭5厘の内へ丑（同10）年に3円25銭納入して、漸く「皆済ニ致遣」わされている。清九郎の慶応元年土地所有は1反3畝16歩（検地帳）、明治3年掬米額4石余を小作していたが、その後無所有となり、同6年には掬米額わずか4斗7升2合ほどを耕作する小作人となっている。この事例から、小作人が一旦未進を出した場合、いかに厳しい状況におい込まれていったかを知ることができるであろう。

ここで地租改正前後の青木家土地所有一貸付地・自作地の推移（表4）をみるとともに、当時の小作人の存在形態について関説しておこう。

表4 青木家地租改正前後の土地所有

	村名	地種	明治2年		明治6年		明治8年	明治11年
			本畝面積	有畝面積	本畝面積	有畝面積	改正面積	改正面積
貸付地	下佐波	田	813.26	937.065	848.08	977.09	1,075.22	1,160.14
		畑	126.095	161.03	123.29	195.15	217.29	249.03
		宅地	22.075	26.075	6.00	7.03	29.04	41.06
		計	962.13	1,124.17	978.07	1,179.27	1,322.25	1,450.23
	上佐波	田	13.16	16.00	13.18	16.03	59.02	59.02
	中佐波	田	65.18	75.18	65.17	75.15	69.19	124.12
		畑	27.08	28.215	27.08	28.215	4.28	11.25
	高桑	田	381.05	483.085	401.00	508.09	474.15	476.20
		畑	22.15	26.27	22.15	26.27	33.15	33.15
	計		1,472.15	1,755.02	1,508.05	1,835.125	1,964.14	2,156.07
自作地	下佐波	田	22.225	30.04	10.07	13.18	9.02	21.21
		畑	8.04	16.00	9.085	18.00	14.21	14.21
		宅地	5.245	16.15	5.095	14.18	17.17	17.17
	計	36.21	62.19	24.25	46.06	41.10	53.29	
総計		1,509.06	1,817.21	1,533.00	1,881.185	2,005.24	2,210.06	

注 明治2・8・11年「田畑換帳」、「採収履取調帳」、明治6年「控田畑地券下調簿」、「控地田畑代臺帳」による。

表5 青木家下佐波村小作人の借受地面積・捻高階層構成

明治2・6年の田・畑・宅地総計でみれば、有畝(実有)面積は本畝(台帳)面積の約1.2倍となっており、前者を1筆ごとにみればほぼ改正面積に匹敵している。地租改正前後(同6・8年)で対比すれば、本畝面積15町3反余から改正面積20町歩余と約4町7反の増加となっているが、有畝面積18町8反余からみれば約1町2反の増加である。さきにもみたごとく、総面積中の貸付地比率は98%ほどとなり、自作地はわずか4~5反に過ぎない。

表5は、明治3・8

(畝・斗)	明治3年				明治8年			
	面積(畝)		捻高(斗)		面積(畝)		捻高(斗)	
70 ~ 80			1		1		1	
60 ~ 70			1		1		1	
50 ~ 60	1		1		1		1	
40 ~ 50	1	10	15.1	1	13	19.7	2	9
30 ~ 40	4		3		2		3	
20 ~ 30	4		7		4		7	
15 ~ 20	6		6		9		7	
10 ~ 15	7	13	19.7	6	12	18.2	11	20
9 ~ 10	1		6		2			
8 ~ 9	4		4		1		5	
7 ~ 8	8	24	36.4	5	23	34.8	4	21
6 ~ 7	2		6		2		9	
5 ~ 9	9		2		12		5	
4 ~ 5	4		5		3		4	
3 ~ 4	6		6		8		8	
2 ~ 3	6	19	28.8	6	18	27.3	4	24
1 ~ 2	3		1		7		5	
0 ~ 1					2		2	
計	66人	100%	66人	100%	74人	100%	74人	100%

注1) 各年「村方田畑換帳」による。

注2) 面積は、明治3年有畝、明治8年改正面積で示されている。

表6 青木家下佐波村小作人の土地所有・借受地面積相関表

(単位=畝)

	計	4 10 9 11 6 5 3 4 1 1										54人	100%	
所有面積 (慶応元年)	100~150	1		1									2	3.7
	90~100												1	6 11.1
	80~90			1									1	
	70~80		1		1								2	
	60~70		1										1	
	50~60					1		1					2	
	40~50				1		1		1				3	25 46.3
	30~40		1	1	1	1	1						5	
	20~30		1	2		1		1		1			6	
	15~20			1	1	2				1			5	
	10~15			1	1	1			1	1	1		6	
	7~10					1		1					2	
	5~7						1	1					2	
3~5					1							1	8 14.8	
0~3			1			2						3		
0		2	1	4	1	1	1	1	1		1	13		
		0	3	5	7	10	15	20	30	40	50		計	
		3	5	7	10	15	20	30	40	50	60			
		借受地面積(明治3年)												

注 慶応元年土地所有は「検地帳」、明治3年借受地面積は「村方田畑検帳」の有収による。

年における青木家の下佐波村小作人のみをとりあげて、その借受地面積および捻高を階層別にしたものである。捻高は1畝当り1.16斗ほどとなっている。もとより小作人のうちには、散かかり的に、他の地主から借受けているものも存在するので現実の小作人1人当りの面積・捻高は、表示したものより若干上廻るものとみなされる。最高は無所有の貞四郎で、明治3年面積5反8畝7歩、捻高6.797石、同8年6反8畝25歩、7.885石となっている。面積・捻高の1反・1石未満層は、8年捻高が56.7%であり、その他は60%を超えている。さらに5反・5石未満層をとれば、1

~2名を例外として、すべて包含されており、その零細性を知らることができる。

つぎに慶応元年と明治3年との系譜のつながる小作54人の土地所有・借受地面積の相関をみたのが表6である。無所有の純小作人はさきに見た貞四郎を含め13人(24.1%)であり、他は小自作・自小作層を形成している。1町歩以上所有農民は、八右衛門(所有1町3反7歩、借受地9畝5歩)、忠兵衛(同1町4歩、3畝25歩)の2人で、前者は安政4~6年棧留縮引機2桁を経営しているが、彼らは中農上層=富農層に属しているともみなされる。

耕種農業による再生産可能な最下限を5反歩と仮定して、所有・借受面積の合計5反未満層が表6の点線内に示されている。総数54人中37人(68.5%)に達している。彼らは農業経営の

みでの再生産は不可能であり、綿業関係の質(引)機・糸延・糸繰や、その他各種の諸職人・小商いに従事し、青木家などの農業奉公人・日雇となり、さらに家族を自・他村の織屋奉公人などに放出している。

かくして本源的蓄積過程の進行するなかで、農村に滞留する、高額小作料下の零細小作人層の広汎な存在が、家計補助的賃労働析出の基盤ともなったのである。

II 家計構造

青木家地主経営の推移を、構造的変化に着目しつつ把握するために、主として「金銀出入帳」に依拠し、家計収支の検討を試みることにしたい。青木家が直接綿業経営にあっていた

天保12(1841)年、綿業から全く手をひき、開港後地主制形成の初発的段階に達したとみなされる文久元(1861)年、および慶応3(1867)年、地租改正＝地主制創出期の明治6(1873)年・同8(1875)年の青木家の収入・支出を表示した(表7・8)。

表7 収入の部

項 目		天保12 (1841)	文久1 (1861)	慶応3 (1867)	明治6 (1873)	明治8 (1875)
		兩分朱	兩分朱	兩分朱	円銭	円銭
販	綿米	813.3.2				
	大豆糸	6	132.2	675.0.1	535.10	412.81
売	藍茶種		1.2.3	6.1.2		
	その他			5.1.2		
		18.0.1	6.3	9.0.2	5.06	25
	小作料代金	10.0.2	19	86.1.1	150.13	108.74
貸	借入金	107.3.1	96.2.3	676	170	50
	預り金	13	1.2	70.0.1	117.38	32
借	貸金受取	35.2.2	101.1	217.2	845.38	204.60
	利子〃	1	20.1.1	19.2	143.13	120.97
	取替金〃	1	30	20.1.1	29.63	88
講祝給	受取金		2.3	4.3.3	6.88	14.81
	儀・礼金	6.0.1	2.2.3	8.1	4.25	4.56
村方	御救金		78.2.1	11.2.2		
	貢納寄金	16.3	19.0.3	315.3.1		
諸入金		218.3.3	114.2.2	222.2	75	108.25
計		1,246.3	626.3.3	2,348.3.3	2,087.45	1,057.87

注「金銀出入帳」による。

補注 ここで依拠史料「金銀出入帳」の集計に関して説明しておきたい。

- 1) 「金銀出入帳」の記載は、慶応3年のみが1月から12月まで、他の年はすべて2月から翌年1月までとなっている。
- 2) 家計に直接属しない村役人(庄屋、大庄屋大元取兼帯)としての村関係の収支は「村方」分として計上してある。とくに文久元年、慶応3年の場合、両者が混同し明確に区分できないものが若干存在している。
- 3) 「貸金受取」・「借入金返済」のなかには、少数の例であるが「元利」として処理されたものが含まれている。
- 4) 文久元年「金銀出入帳」の銀で表示されているものは、当年「御物成勘定帳」記載の「上納村直段」から銀60匁＝金1両を計出し、金に換算して集計してある。
- 5) 「諸入金」・「諸払金」のなかには不明分が含まれている。

天保12年——まず収入面からみていこう。販売のうち綿売代が813兩3分2朱であり、総収入額1,246兩3分の65.3%と圧倒的比重を占めている。大部分棧留綿とみなされるが、主要な販売先は、岐阜綿総糸問屋米吉(343兩3分)、綿仲買織屋次兵衛(15兩1分1朱)、笠松綿問屋布屋吉兵衛(213兩3分3朱)、小見山又吉(107兩1分)、綿仲買布屋清右衛門(107兩1分)、田代村綿仲買赤塚民右衛門(10兩)などであり、さ

らに本巢郡北方へも「仕切」として販売している。米販売は笠松米屋安兵衛(5兩3分2朱)を主として6兩であり、代金納10兩2朱とあわせて小作料相当収入は16兩2朱に過ぎない。その他の販売として、家1戸が17兩で売渡されている。

貸借関係では、借入金107兩3分1朱となっており、「志賀谷金」⁹⁾借用96兩2分3朱が主なもので、他は零細な借入である。そのほか貸金元利受取35兩3分2朱、預り金13兩などがある。村方貢納寄金として「先納」分16兩3分、祝儀・礼金6兩1朱、不明分を含む諸入金218兩3分3朱となっている。

つぎに支出についてみれば、収入の綿代に対応して、綿業関係が圧倒的に大きな比重を示している。総糸代456兩3分1朱、その主要購入先は、岐阜綿総糸綿仲買織屋次兵衛(74兩2分2朱)、三角屋(20兩)、円城寺村升蔵(71兩3分)、

幕末維新期における地主経営（丹羽）

表8 支出の部

項 目		天保12 (1841)	文久1 (1861)	慶応3 (1867)	明治6 (1873)	明治8 (1875)
		兩分朱	兩分朱	兩分朱	円銭	円銭
購 入	総糸	456.3.1				
	綿	2				
	織機	1				
	桑葉			4.1.3		
	営農	8.0.3	5.2.2	4.2.2	8.75	3.74
	光熱	6.3.2	3.3	2.3	8.63	14.38
	食料・嗜好品	3.3.2	14.1	7.0.3	10.19	24.30
	衣料	6.0.2	8.1.2	4.2	6.75	21.79
	家具・建築	4.3.1	1.1.2	19.3.3	56.94	39.81
	薬品	3.3	3	3.1	1.06	1.63
入	書籍・新聞		2.0.2		38.44	1.62
	土地	5.1.2	103	278.1.3	53.71	35.50
	その他	22.2.1	47.1	55.3.1	45	62.45
	織賃	130.1.2				
	糸線賃	3.3				
	染糸賃	173.2.1				
	織屋冥加金	3				
	小作関係				6.68	
	床抜代			2	1	1
	小作地支配料				1.25	
貸 借	貸金	89.3.1	86.3.3	178.3.3	890.50	319.44
	借入金返済	11.2.1	87.1	303.3	144.45	5.20
	利子		12.3.1	76.3.2	3.38	3
	預り金	15.2.3		27.0.2	108	65
	取替金	32.2	149.1.1	339.3	21.19	32.75
	奉公人給金	5.1	7.3	12.3	15.50	10.56
	諸職人日雇賃金	10.0.2	4.3.1	10.1.2	17.06	16
	運賃	1	2		2.88	63
	講懸金	5.2.3	45.1.1	259.2	31.93	38.07
	社寺施金	1	2.3.2	6.1	4.68	75
祝儀・礼金	11.1.3	12.0.2	9.1	3.75	5.57	
医療費	2.2.2	1.0.1	2.0.1	3.18	1.06	
小遣	10.2.2	14.3.1	6.0.1	2.25	2.33	
基金(協救社)				30		
貢租・公課	91.2	75.3.2	502.3.2	227	245.44	
村 方	先納・上納	16.3	20	315.3.1		
	施 金		59.3	11.2.2		
諸 払 金	130.2	50.1.2	250.2.1	285.63	107.36	
計	1,258.3.3	817.0.2	2,695	2,029.78	1,059.38	

加納尾関万崇 (69兩)、竹鼻紙喜 (39兩2分)、総糸綿問屋木綿屋文助 (27兩1分1朱)、田代村総糸仲買赤塚民右衛門 (23兩3分3朱) などである。染糸賃 173 兩2分1朱、主要取引の紺屋は笠松金升屋藤兵衛 (100兩)、上加納中町おりや次介 (赤染代 29兩3分2朱)、こんや六右衛門 (19兩1分2朱) などである。上述のごとく、綿総糸問屋・仲買、紺屋など当時この地方の代表的業者が多く⁹⁾、市場圏はかなり広汎にわたっていることを知り得るのである。

青木家は天保5～10年ごろ内機経営に従事している。表8にみるごとく、織機1桁を金1分で購入していることから、この年若干の内機経営も推測されるが、綿織賃 130 兩1分2朱が、本村はじめ鶉・次木・日置江などの周辺農村引機業者33人に支払われていることから、ほとんどが出機経営であることがわかる。綿織賃の最高は下佐波村周平で、25回に分けて24兩1分1朱、ついで次木村庄右衛

門¹⁰⁾が22回で19兩1朱を受けとっている。

糸線賃 3 兩3分、綿代 2 朱、織屋冥加金 3 分を加えた綿業関係支出合計 765 兩2分2朱は、

全支出総額 1,258 兩3分3朱の 60.8% を占めている。

綿業関係を除く購入として、営農 8 兩3朱、

光熱6両3分2朱、衣料6両2朱などがあり、土地5両1分2朱は、田1反1畝13歩を常蔵より購入したものである。貸借関係で貸金89両3分1朱となっているが、出機平蔵への4両を筆頭に多数の小口貸付である。その他に取替金32両2分があり、預り金15両2分3朱・借入金11両2分1朱が返済されている。

奉公人給金5両1分は4人(男3, 女1)に支払われたものであるが、給金を貸金で相殺した例がみられる。その他諸職人日雇賃金10両2朱、祝儀・礼金11両1分3朱、家族の小遣10両2分2朱などがある。青木家分の貢租公課は91両2分、そのうち村方分は16両3分となっているが、これらの多くは「先納」、「調達上納」などで占められていることから、領主財政の窮状が推測される。

以上の分析により、当時の家計収支構造は、明らかに綿業関係を軸として展開していたことを知ることができる。

文久元年——すでにみたごとく、嘉永期ことに開港以降は、当地方の中心的織屋層が交替している。青木家も綿業から全く手をひき、土地集積をすすめて当文久元年には持高75.75石(内手作経営約18石推定)、小作105人より88石余の小作料を収取する村内第2位の地主となっている。したがって当年以降の家計構造は、天保期と比較して、全く異質なものとなっている。またこの年は、前年からの大暴風雨による被害甚大の年であり¹¹⁾、家計収支の規模はかなり小さくなっている。

収入面から検討してみよう。総収入626両3分3朱のうち米販売132両2分が首位を占め、代金納19両との合計である小作料相当収入141両2分は、総収入の22.6%におよんでいる。主な販売先は、分家助四郎(70両)、笠松油嘉(57両)、加納米屋久右衛門(5両2分)などである。その他の販売としては、傘札5両2分3朱、藍1両2分3朱、種1両2分などがある。

貸借関係をみると、貸金元利の受取りが最も大きく121両2分1朱、内40両ほどが「村方貸付」の返金となっている。ついで借入金96両2分3朱のうち主な借入先は、加納滝平(50両)、

分家の加納藩医政之丞(30両)などである。その他取替金受取り30両がある。

村方先納寄金が19両3朱あるのにたいし、水害手当として領主より村方に下付された御救金は78両2分1朱、その内訳は「籾苗并肥し代御下ヶ金」50両2朱、「困窮人米代」9両2分2朱、「苗掛り賄代御下ヶ」5両3朱、「御救米代」13両2分2朱となっている。

支出面では、まず購入関係をみると、土地103両が抜群の高さを示している。これは、観音寺より田畑8反5畝27歩(80両)、源兵衛より同1反2畝12歩(23両)を、購入した代金であり、総支出額817両2朱の12.6%にあたっている。その他の購入として、食料・嗜好品14両1分、衣料8両1分2朱、営農5両2分2朱などがある。

貸借関係で大きいのは取替金149両1分1朱であるが、これは「郷会所申堤取替」、「村方土持賃銭」など水害対策費の取替えがめだっている。貸金86両3分3朱は観音寺(20両)、分家助四郎(15両)などが主なもので、他は多くの零細な貸付である。借入元利返済100両1朱は、加納滝屋才兵衛への返金(86両)、親戚の上川手村左合への利払(12両1分)などである。

その他の支出で主要なものをあげれば、講懸金が45両1分1朱とかなりの額にのぼっているが、領主財政と関連する笠松紀州講(10両1分)、加納藩代官名の講(12両2分)などへの懸金がめだっている。貢租・公課は「調達金」(50両)、「井水割符金」(5両)を含めて75両3分2朱、村方関係では先納・上納20両にたいし「施し金」59両3分となっている。

慶応3年——文久元年と対比して、この年の青木家の収支は3倍以上に膨張している。天保期以降加納藩の財政窮乏は、たんなる財政困難にとどまらず、それは領主制危機におよぶものであったが、ことに慶応3年の段階では、「殿様御勝手向大庄屋組元取郷中江御引請申上候、此節無抛御借財御城付斗リニ而金拾参万両程有之候」¹²⁾という壊滅の状態であった。かかる状況が当時大庄屋組元取として藩勘定方をつとめていた青木家の家計収支に、大きく反映してい

たことはいうまでもないであろう。

まず収入面から検討してみよう。販売関係のうち米は675両1朱であり、代金納86両1分1朱を加えた小作料相当分は、実に761両1分1朱となり、総収入2,348両3分3朱の32.4%となっている。すでにみたごとく、当年青木家は小作118人より173石余の小作料を収取している。主要な米販売先として、竹鼻米久（175両）、笠松綿嘉（173両）、枳七（169両）、茜部村尾藤孫作（100両）などの大口販売がめだっている。

その他の販売として大豆6両1分2朱、生糸5両1分2朱などがある。ここで少額ではあるが、生糸販売に注目しておきたい。すなわち当年青木家は、桑葉を13回にわたり4両1分3朱で購入し（表8）、「糸引代」として忠兵衛に1分2朱支払っていることから、養蚕業に従事していたことがわかる。青木家が本格的に蚕糸業にかかわってくるのは明治20年代に入ってからであるが、当地方（厚見郡）では、開港を契機として、従来の綿業から蚕糸業へと編成替えされていったのが、慶応期ごろであることを示すものといえよう。

貸借関係では、借入金首位で676両、主な借入先は竹鼻健次（200両）、分家加納藩医政之丞（200両）、親戚上川手村左合（135両）、村方分家助四郎（90両）などであり、また貸金元利受取237両のうち、上記助四郎（105両1朱）、政之丞（50両）などが主であることから、親戚相互の融資がさかんであったことを知ることができる。その他預り金は、「申堤金預り」（34両3分1朱）、東鶉村祐四郎の藩への「献金」（17両）を含み70両1朱、取替金20両1分1朱となっている。当年の村方御救金11両2分2朱にたいし、先納寄金は315両3分1朱に達している。

つぎに支出についてみれば、購入関係では土地278両1分3朱が圧倒的の首位を占め、総支出2,695両の10.3%となっている。山田彦四郎（当村地主）より田畑1町4反3畝18歩を243両2分2朱で購入し、さらに「地代金之外ニ涙金」、「世話」代として5両2分を支払い、また兵四郎より田4畝3歩を29両1分1朱で購入している。ついで家具・建築19両3分3朱、食料

嗜好品7両3朱などがあり、また桑葉4両1分3朱については前述したところである。

貸借関係では、借入元利返済が380両2分2朱と首位を占めており、当年借入金と対比して56.3%にあたり、資金回転は比較的順調に行なわれていたものとみなされよう。返金先は加納滝平（151両）、上川手左合（65両）などが主なものである。貸金は178両3分3朱となっており、分家助四郎への86両が目立つ程度で、他は小口貸付が多い。取替金は339両3分と多額にのぼっているが、「郷会所入用」や、「先納金」・「農兵隊」などの村方取替えが主なものである。その他預り金27両2朱がある。

貢租・公課は実に502両3分2朱と総支出2,695両の18.7%におよんでいる。その主なものは、「先納上納」（182両3分）、「臨時調達上納」（134両2朱）、「紀州拜借金割」（123両）などであり、本来の貢租というよりは、調達・献金の部類が大きな比率を占め、それだけ藩財政の窮迫ぶりを如実に反映しているといえよう。このことは領主下付の村方施金11両2分2朱にたいし、先納上納315両3分1朱となっていることや、講懸金259両2分のうち「高懸り御講金」が224両に達していることから知ることができる。なお当年の奉公人（男2、女2）給金は12両3分、諸職人日雇賃金は10両1分2朱となっている。

上述の文久元・慶応3年の家計分析により、青木家は、領主への多額の調達上納に応じながら、小作料収取と貸金利子をしてことし、さらに借入れを行なうことによって土地集積を積極的におし進めたことを知り得るのである。

明治6年——地租改正事業着手の年である¹³⁾。すでにみたごとく、当年青木家の土地所有（本畝）は15町3反3畝余、うち貸付地15町8畝余、小作125人より代金納分を含み162石ほどの小作料を収取している。

収入についてみれば、販売関係のほとんどは米代で535円10銭、これに代金納分150円13銭を合計した小作料相当収入685円23銭は、総収入2,087円45銭の32.8%にあたっている。主な販売先は、笠松三輪屋庄助（196円30銭）、魚屋国

太郎 (108円), 綿屋喜介 (30円56銭), 中佐波村勘藏 (140円50銭) などである。

貸借関係をみると、当年の貸金元利受取りは988円51銭と多額にのぼり、総収入の47.4%に達している。前述山田彦四郎 (303円) や笠松三輪屋 (253円50銭) よりの返金が主要なものである。借入金170円は全額分家助四郎よりの借金であり、預り金117円38銭のうち100円も同人よりのものである。その他取替金は29円63銭である。当年の講受取金は6円88銭、「壬申地券調」による給金は5円50銭となっている。

支出についてみれば、販売関係の主要なものとして家具・建築56円94銭、土地53円71銭、書籍・新聞38円44銭などがある。このうち土地は奥田伝四郎より田1反13歩 (32円30銭), 川瀬藤七より同1反2畝7歩 (21円41銭) を購入したものである。当年の小作関係費には、床抜代¹⁴⁾ 6円68銭, 高桑村小作地支配料1円, 「子作江賞美トシテ遣」わした農道具 (手鋏・鎌) 代1円25銭がある。

貸借関係では、貸金が圧倒的に多く890円50銭、総支出2,029円78銭の43.9%を占めている。前述収入の部でもた多額の貸金元利受取りとあわせ考察すれば、当時青木家の高利貸的地主としての性格を示しているといえよう。100円以上の大口貸付は、さきにみた笠松三輪屋 (「預ケ金」200円を含み300円), 山田彦四郎 (185円), 小平治 (100円) などである。借入元利返済147円83銭 (内140円25銭は分家助四郎), 預り金返済108円, その他取替金21円19銭となっている。貢租・公課は、「控地所御印税」(19円14銭3厘) を含めて227円, 講懸金は31円93銭である。

協救社基立金30円は「尾関仁平川瀬策一兩人参り頼ニ付直ニ相渡」したものであるが、いまのところ協救社の性格は明確ではない。「当座心覚帳」によれば、明治4年第1回基立金30両 (7月6日), 5年15両 (9月23日), 6年30両 (3月31日) を拠出し, 5年8月15日には19両を「年済」として「協救社基立金初年分元利共請取」っていることから銀行類似会社にあたるものであろうかと思われる¹⁵⁾。

ここで青木家の雇傭労働について、少し立ち

入って検討しておきたい。奉公人給金15円50銭は5名の奉公人 (下男2, 下女3) に支払われた給金の合計額である。当年の奉公人についてはほとんど不明である。通例下男は一年季奉公人, 下女は半年季奉公人であるが, 明治8年には下女の一年季奉公人も出現している。一般的に給金は契約時に前渡しされることが多く, 中途解約の場合は過金を日割勘定で返金させるか, 貸付金として処理している¹⁶⁾。

諸職人日雇賃金17円6銭は、職人や日雇に現実に支払われた賃金で、「貸金へ継立」てたり, 小作料や床抜代などで相殺されたものは含まれていない。表9は諸職人の工賃を示したものである。1人1日当りの工賃が示されているものでは、段木割14銭4厘, 大工・庭工13銭3厘, 指物師・桶屋12銭5厘, 年少者と思われる大工・指物師8銭3厘となっている。支払い方法には、その時払い, 翌年廻し, 貸金との相殺 (備考欄) などがある。

つぎに日雇についてみておこう。「諸職人日雇取調勘定帳」によれば、当年 (明治6年2月より翌年1月まで) 雇傭した日雇は男26名 (賃金7円6銭9厘), 女2名 (同75銭7厘) であり, 作業内容を延人数で示せば, 以下のごとくである。

(男) 田かき1.5, 苗場水入0.7, 苗取1, 田植1, 田草取4.5, 田刈ハサ結1, 麦蒔1, 麦揚2, 麦仕上0.8, 芋植0.5, 大根蒔2, 蓮植1, きびつみ0.9, 芋種埋0.5, 米搗9, 麦搗1, 唐白挽11, 米川出0.9, 井戸・屋根・垣根直1.6, 段木・藁束結5.5, 左官・庭造・舟人手伝9.3, 片付掃除3.2, 荷物川揚5.4, 使31.7, 床抜4, 坪内木伐0.5, 土凌2.7, 運搬1, 松掘0.7, 切平2, 計延107.9人

(女) 菜種もみ0.5, 米搗8, 割挽2, 粉挽1, 蒲団仕立10.8, 洗濯5.5, 勝手5, 計延32.8人

作業内容は種々雑多であるが, 男では使が31.7人で延107.9人の24.9%, 女では蒲団仕立が10.8人で延32.8人の32.9%を占めている。本来の農業労働とみなされるのは延18.9人で, 総延140.7人のわずか13.4%に過ぎず, この点からも, 青木家の手作経営の比重は低く, すでに当

段階において寄生地主であるといえよう。日雇度数の多い者は、於きせ16.5人、友七16.4人、於里志16.3人、芳右衛門11.1人、千代吉10.9人などで、他は10人未満となっている。1日当り賃金は貞四郎の10銭が最高で、以下8銭3厘3毛（銀5匁）18名、8銭2厘5毛～6銭2厘5毛・5銭各1名、年少者とみなさ

れる男子3銭5厘・3銭・2銭5厘～1銭5厘・1銭5厘各1名、女子は3銭5厘～2銭・2銭各1名となっており、若干の例ではあるが、「労働の質のちがいにによる差別」がなされている¹⁷⁾。男子日雇26名のうち15名は青木家の小作人であることが確認できる。一般的に賃金は、1月末日か2月はじめに現金による一括払い方式がとられているが、小作「御年貢＝入」れて相殺されたり、「畑方金納外＝床拔代も差引＝而相渡」されているもの6名を数えている。

明治8年——収支の規模は上述6年よりさらに縮小している。収入のうち米販売は412円81銭、代金納108円74銭を加えた小作料相当分は521円55銭となり、総収入1,057円87銭の49.3%にあたっている。主な販売先は、中佐波勘七（253円81銭）が圧倒的に多く、勘蔵（48円）、笠松三輪屋（100円）、綿喜（14円75銭）などである。ただし、勘七・勘蔵は親子と推測され、しかも米仲買人であるから、販売契約の際に「口入」としてたち合い、代金のみを受け取っている場合も多く、何れにしてもそのほとんどは笠松米問屋が購入していることは明らかである。

貸借関係では、貸金元利受取が325円57銭で総収入の30.8%にあたっており、最高は前記勘七（元金50円、利子9円）である。他は零細なものが多いが、米問屋三輪屋の利払い（3円32銭）に注目しておきたい。すなわち当年の借入金50円や、すでにみた明治6年の貸金300円（預け金

表9 諸職人の工賃

職 種	工 賃 円 銭 厘	延人数 人	単 価 銭 厘	備 考
大 工	1.51.6	14	13.3	貸金へ繰立
指 物 師	8.35	25.6+材料費	12.5	前貸元利金と相殺し、明治7年1月4日1円2分渡す 差引12匁4分かし
桶 屋	81.6	6.5	12.5	同上、7円91銭5厘かし
庭 工	3.86.5	29.1	13.3	
屋 根 師	2.25	9+材料費		
料 理	10	2		
籠 屋	17.3	4		
左 官	1	6		1円也かし
段 木 割	1.27	8.7	14.4	
計	19.34			

注 明治6年「諸職人日雇取調品定帳」による。

200円を含む）および貸金元利受取253円50銭はすべて同家との貸借関係となっている。かくしてこの時期に、従来の親戚間相互融資から小作米取引先との相互融資に転換したものと推測されるのである。その他の収入として預り金32円、講受取金14円81銭などがある。

支出についてみれば、購入として家具・建築39円81銭、土地35円50銭、食料・嗜好品24円30銭、衣料21円79銭などがある。土地は、上佐波儀助より田6畝27歩を28円、伝四郎より地種面積など不明分を7円2分で購入したものである。

貸借関係では貸金が319円44銭と首位を占め、総支出1,059円38銭の30.2%となっている。池畑奎兵衛（74円）、上記中佐波米仲買人勘七（50円）観音寺（35円）などが高額で、他は30円未満の小口貸付が多い。その他預り金返済65円、取替金32円75銭などがあり、当年の借入元利返済は8円20銭に過ぎない。

貢租・公課は地租改正関係費を含めて245円44銭、講懸金38円7銭となっている。また奉公人給金10円56銭、諸職人日雇賃金16円であり、前に分析した明治6年の場合とそれほど大差は認められない。

Ⅲ 小作米の販売

これまで青木家の家計構造を分析するなか

表10 青木家米販売の推移

産米年度	販売俵数 俵	米相場 (10兩・円当り) 俵	販売代価 兩分米	単価 (1俵当り) 兩分米	備 考
安政6(1859)	(413)	(13.4)	308.1	(3)	
万延1(60)			65		大風水害
文久1(61)	(80)	(11.4)	70	(3.2)	"
2(62)			496.2.2		
3(63)			468.3.2		
元治1(64)	(254)	(11.3)	225	(3.2)	
慶応1(65)	(2)	(5.2)	3.3.1	(1.3.3)	大風水害
2(66)			52.0.8		"
3(67)	786	5.71~6.75	1,256.1.1	1.2.2	
明治1(68)	(127)	(4.98)	255.0.3	(2)	水 害
2(69)	521	2.5 ~2.9	1,929.1.3	3.2.3	
3(70)	835	3.82~6.25	2,007.0.1	2.1.3	
4(71)	334	5.5 ~7.9	443.1.1	1.1.1	
5(72)	193	7 ~7.65	256.41	1.33	
6(73)	394	3.45~5.2	823.32	2.09	
7(74)	151	3.6 ~4.5	389.82	2.58	
8(75)	355	5.3 ~6.05	629.72	1.77	

- 注 1) 産米年度は当年10月から翌年9月までの集計である。
 2) 慶応3・明治2~8年度は「当座心算帳」による。米(庭先)相場は、その年度の最高~最低が示されている。
 3) その他の年度の販売代価は「金銀出入帳」による。「御物成勘定帳」により当年12月の米「村相場」の判明するものを()内に示しそれにより、販売俵数・単価を計出した。
 4) 上記の事項は以下同種の表に共通する。

で、地主経営における小作米販売の重要性については、すでに見てきたところである。資本主義と地主制との構造的関連をみる場合、一つの重要な指標として地主による米穀販売があげられるが、この視点からの明治一大正期の分析は別稿に譲ることとしたい。ここでは開港以降明治初年にいたるまでの青木家小作米販売の実態をみておくこととしたい¹⁸⁾。

地主の米販売傾向 地主による米販売は、一般的にいえば、小作地が増大すればそれだけ販売可能量も増加するが、諸条件による種々の制約を受ける。第一には自然的条件に大きく依存している。とくに輪中地帯に属する当地方では、さきに見た小作料減免率の推移からもわかるように、豊凶による制約が大である。第二には生産力の発展度と関連して、小作人からの搾取に限界がある。第三には領主収奪による制約である。すでに前項家計構造の分析のさいにも述べたごとく、幕藩体制解体期における窮迫の極に達した藩財政は、本来の御物成米のほか、過大な「先納米」、「御田米」、「御扶持米」

などの名目で収奪しており、それだけ地主の米販売は制約されざるをえない。

まずはじめに、青木家小作米販売の推移を数量的に検討しておこう。表10は開港直後の安政6年度から明治8年度にいたるまでの販売俵数、米相場、販売代価を示したものである。産米年度を当年10月から翌年9月までとしたのは、当地方では新潟県などでみられる「地主米の早売り」¹⁹⁾は全くみられず、新米の販売契約、米の受渡しは10月以降となっているからである。また前項の家計分析でみた数値とかなり大きな格差があるのは、産米年度のとり方と販売契約ごと一括集計したためである。表10によれば、万延元・文久元年度および慶応元・2年度(両年とも田小作料全免)は、連年にわたる大風水害の影響は甚大であり、直接青木家米販売に反映していることは明白である。そのあとを受けて、慶応3年には販売俵数786、代価1,256兩余となっている。翌明治元年度には再び水害を受け、俵数・代価とも低落しているが、2年度には521俵、高米価により代価1,929兩余とな

表11 青木家の月別米販売

産米年度 契約月	慶応3		明治2		3		4		5		6		7		8		
	俵	%	俵	%	俵	%	俵	%	俵	%	俵	%	俵	%	俵	%	
第Ⅰ期	10			25													
	11	58		100		100		157	47.0		82	42.5	26		201	51.0	
	12	301	359	45.7	275	52.8	120	14.4	100								
	1			100				57		82		175					
第Ⅱ期	2	401		26		50				50		50				50	
	3			103		97				6				20		124	
	4	25	427	54.3	208	39.9	655	78.4	150	44.9	111	57.5	77	127	32.2	30	19.9
	5	1		67		64								10		126	
	6																
第Ⅲ期	7			31		5		4						83		2	
	8				38	7.3	60	7.2	27	8.1			66	16.8	15	23	
	9					10										52	
	計	786	100	521	100	835	100	334	100	193	100	394	100	151	100	355	100

り、3年度には最高の俵数835、代価は2,000両を上廻るにいたっている。その後5・7年度には100俵台となっているが、ほぼ300~400俵を販売している。以上の分析により、当時期——とくに幕末期に著しい——における地主の米販売は、各年度に大きな格差を示し、きわめて不安定な状態であったとみなされる。

つきに季節的変化に対応する地主の米販売の動向をみておこう。地主による米穀販売過程は、小作人より収取した現物小作料を商品として市場に販売することにより、貨幣に転換する過程である。したがって地主は、この過程を通じ、より多くの価値実現を企図し、変転する米価に対応して高米価期に集中的に販売すべくつとめることとなる。この点一般農民が、高率小作料や貢租のため、収穫期に窮迫販売をせざるをえないのとは異なって、地主は投機的利潤獲得の可能性をもつわけである。

表11は、集計可能な8年度を選び、契約月により第Ⅰ期（10~1月）収穫=収納期、第Ⅱ期（2~5月）短期間貯蔵、梅雨季前に販売する時期、第Ⅲ期（6~9月）端境期に分けて集計したものである。一般的にいえば、米価は需給関係により収穫期より端境期に高いので、地主

は販売を持ち越すことによって、より多くの投機的利潤を獲得することができるといえよう。

表11により、販売比の最高の年度をみれば、8年間で第Ⅰ期3カ年、第Ⅱ期4カ年、第Ⅲ期（端境期）まで持ち越して集中的に販売したのは明治7年度の1カ年のみとなっている。慶応3・明治5年度は第Ⅱ期、逆に7・8年度は第Ⅰ期に米販売は全く行なわれていない。その他の年度も平均売りはされておらず、第Ⅱ期4カ年の集中度は、54.3~84.5%とすべて年間販売量の50%を越えている。したがってその順位は、(1) 短期間貯蔵し梅雨季前に販売する第Ⅱ期、(2) 収納期の第Ⅰ期、(3) 端境期まで持ち越して販売する第Ⅲ期となっている。地主の米販売傾向を把握するには、より長期的にみなければならぬが、ここで8年間の年次的推移を検討しておけば、明治6年度を境としてⅠ・Ⅱ期集中からⅡ・Ⅲ期集中に転換しており、それだけ持ち越し販売の傾向をみる事ができる。

ところで米価の変動は、必ずしも季節的変動のみとは限らない。その他に景気変動、自然的諸条件、米商・地主のあり方による影響などが考えられよう。したがって地主が投機的利潤をねらって端境期までの持ち越し販売をしても常

表12 青木家の月別米販売比と米価

契約月	慶応3		明治2		3		4		5		6		7	
	販売比 %	米価 俵	販売比 %	米価 俵	販売比 %	米価 俵	販売比 %	米価 俵	販売比 %	米価 俵	販売比 %	米価 俵	販売比 %	米価 俵
第Ⅰ期	10		4.8	2.90							6.6	4.13		
	11	7.4	○5.75	○19.2	2.80	○12.0	●3.82							
	12	○38.3	●5.74	9.6	2.90	2.4	4.00	○29.9	7.40					
	1			○19.2	2.60			17.1	○7.10	●42.5	○7.45	●44.4	5.15	
第Ⅱ期	2	●51	6.72	5.0	2.60	6.0	○3.99			25.9	7.65	12.7	4.69	
	3			●19.8	2.71	11.6	4.00			3.1	7.60			13.3
	4	3.2	6.00	2.3	2.61	●53.2	4.07	●44.9	7.90	○28.5	●7.25	○19.5	○4.20	●3.60
	5	0.1	6.00	12.9	○2.51	7.6	4.04							6.6
第Ⅲ期	6			1.3	●2.50	0.6	4.00	1.2	●5.50					●55.0
	7			5.9	2.70									9.9
	8					5.4	6.23	6.9	7.53					○3.80
	9					1.2	6.13					16.8	●3.73	4.24
計	100		100		100		100		100		100		100	
実俵数	786		521		835		334		193		394		151	

注1) 米価は10両(円)当りの俵数である。
2) ●印は販売比・米価とも最高位、○印は同じく第2位を示す。

に成功するとはいえない。売り残して2年越しの古米となれば当然商品価値は下落し、それだけ損失を蒙ることとなるであろう。

青木家の米販売が米価変動にどのように対応しているかをみるために、各年度の月別米販売比と米価(10両・10円当り俵数)を集計したのが表12である。販売比および米価の第1・2位にはそれぞれ●・○印を付して示してある。多売比と高米価とが一致するのは、慶応3年度—12月、明治3年度—11月、5年度—1・4月、6年度—4月、8年度—3月となっている。端境期に高米価とは必ずしもいえないし、販売比と米価との関係にとくに法則的なものは認められない。しかし多売比・高米価は、6年度以降Ⅰ・Ⅱ期集中からⅡ・Ⅲ期集中へと推移していることは明らかである(表13)。この事態は、さきに表11で確認した傾向と対応するものであり、そこに地主が米価変動に絶えず注目し、高米価にひきつけられての小作米販売を意図した姿をみるのである。

青木家が米相場にいかに関心を払っていたかは、「諸事日記帳」に明らかなので、ここにその若干の事例を引用しておこう。

表13 高米価と多売比との関係

	慶応		明治		3	4	5	6	7	8	計
	3	2	2	2							
第Ⅰ期	高米価の月数	2		1	1	1					5
	多売比の月数	1	2	1	1	1	1				7
第Ⅱ期	高米価の月数		1	1	1	1	1	1	2		7
	多売比の月数	1	1	1	1	1	1	1	2		8
第Ⅲ期	高米価の月数		1		1		1	1			4
	多売比の月数								2		2

〔史料1〕

(慶応3年12月5日)「太兵衛(支配人)ヨ竹ヶ鼻江米相場引合ニ遣候得共余リ安ク候間売不申候」, (同6日)「太兵衛ヨ今日笠松江米相場聞ニ遣候持而之外安候間売不申候」, (同12日)「今日太兵衛ヨ笠松江遣(米問屋)綿屋嘉七方へ附払五俵七分五厘ニ而売払代金五両也手付ニ受取参り候」。(明治5年4月2日)「中佐波専吉(米仲買人, 口入)ヨ呼ニ遣候而米ヨ百五拾俵笠松(米問屋)屋屋七右衛門江引合ニ遣候処七俵八ト川出シと申遣候得とも七俵九トならでハ買不申候間七俵九トニ而手付金五十両請取残金ハ六トリニ而六月限迄かし候筈ニ而二度自ニ行漸々引合参候」, (同3日)「今朝ハ米出シニ付魚七方々番頭并専吉米請ニ参候内

8	
販売比 %	米価 俵'
14.1	◎5.30
○34.9	○5.41
◎35.5	5.95
0.6	5.50
0.3	5.60
14.6	5.65
100	
355	

蔵 〆 百廿八俵出ス（「蔵出し」）
中佐波 〆 貳拾貳俵出ス（「川岸
渡し」）都合百五拾俵（傍点お
よび（ ）内は筆者）

米販売の実態と米商 これま
で青木家の米販売傾向を概観し
てきたが、ここでは米商人との
関係に着目しつつ、具体的に米
販売過程がいかに実現されたか
を検討しておきたい。

当時青木家には、表、裏の二
つの蔵があり、小作人のうち特
定の2～3人が「支配人」とな
って定使的に小作料収取および
販売にあたっている。小作料収
納は通例12月25日より翌年1月

15日までとされ、「米見升取之
検査ヲ受納所」, 蔵に保管され、販売は蔵から
「附払」いされる（「蔵出し」）。他の方法として、
小作米を蔵に収納せず、小作人が指定の「川岸
迄持運」び、一定の検査を受け、米受渡しはそ
こから直接行なわれる（「川岸渡し」²⁰）。守田志
郎氏は、米の渡し場所により「居渡し」「蔵出
し」と「津出し」「河岸渡し」とに区分し、「津
出しは年内の販売米に多く、一月以降はすべて
蔵出し」とされ、「この小作米収納方式と販売
受渡し方法との対応関係は芻米の差替えにも関
係し、河岸出しの場合には芻切で差替えせずに
商人が持って行く方が便利となる。また小作米
収納から直接津出しすれば、鼠切れや目減りは
まず無いとみてよく、乾燥・調製・俵装など質
のよし悪しのみが問題となり、自ずと芻ね分が
少なくなる。」（『地主経済と地方資本』）とされて
いる。ところが当地方での「川岸渡し」は、年
内にはむしろ少く、年明けて1・2月に集中し、
なかには4・6月の例もみられる。また保管貯
蔵米の販売である「蔵出し」と小作人が直接
「米出主」となる「川岸渡し」とが同時に行な
われる場合（史料1・2参照）が多い。とくに高
桑村貸付地には、特定の支配人がおり、通例の
期限までに納入せず、「高桑米」として一括「川

岸渡し」を行なっている場合が多い。したがっ
て当地方における小作米収納方式と販売受渡し
方法との対応関係は、専ら地主の「都合ニ寄
る」ものであり、「芻米の差替えにも関係」する
ようなことはないものとみなされる。なお、お
そらくは米商人側の要請によると思われるが、
米販売にさいし、他の地主・農民の米を同時に
「付売」することがある。1例をあげておこう。

〔史料2〕

（明治9年3月24日）「湊米屋藤四郎と申者下西
部惣右衛門（口入人）と式人参り五俵四トニ
買と申参候間五拾四俵也売遣候拾円手付ニ受
取」,（同26日）「湊 〆 米請ニ参り候間金九拾円
請取候而米五十四俵相渡候筈（手付金含め）
百円ガ売候（支配人）芳右衛門曾平式人掛候
而中サバ村方 〆 為触催促致候而二十二俵為出
（「川岸渡し」）内（蔵）ヨリ十九俵出シ（「蔵出
し」）十三俵外 〆 付売有之都合五十四俵相渡
候」（『諸事日記帳』）による。傍点および（ ）内
は筆者）

「蔵出し」, 「川岸渡し」の何れにしる、水路
の場合は「川出し」で、小瀬船が使用されて
「瀬取賃」が支払われ、陸路の場合は「馬附出
し」となり、駄数に応じて「駄賃」が支払われ
る。これらの運賃は、米相場の立て方の相違に
よって地主・米商人の何れかが負担している。

ここで青木家小作米販売の市場圏についてみ
ておこう。前項家計構造の分析においてみたご
とく、笠松（羽栗郡）の米問屋＝卸兼小売商と
の取引が圧倒的地位を占めている。ついで中佐
波・茜部・日置江・小熊などの近隣村（厚見郡）
の米仲買商に多く販売されている。さらに竹鼻
（中島郡）・岐阜・加納の米問屋や、穂積（本巢
郡）・大垣（安八郡）の米穀商にまでおよんで
いる。こうして青木家の米販売圏はかなり大き
く、笠松を中心として数カ郡にわたっているの
である。なおこうした米商との取引のほか、主
として自村の一般農民（親戚、小作人、出入職人な
ど）を対象として、4俵未満ほどの少額の米を
販売している²¹。

青木家の1件当り米販売規模をみたのが表14である。全体的傾向としては、慶応3年度には、最高の300俵取引を含め100俵以上が5件となっているのにたいし、明治3年度が4俵以下20件と大きな特徴を示しているが、年度が進むにつれて小口販売となり、5・7・8年度には1件当り75俵以上の販売は姿を消している。厳密には区分できないが、1件当り4俵以下の小口のものほとんどが一般農民への販売とみなされる。仲買人は独自の採算で購入し問屋に売りこむ場合と、問屋の「口入」・「世話」人として取引にあたっている場合とがあり、両者の境界は1件当り20～30俵ほどのところにある。したがって

1件当りほぼ30俵以上の大口取引は、ほとんど笠松を中心とする問屋との間に行なわれたといえるのである。

以下青木家と米商との販売契約の方法や内容などについてみておきたい。

まず販売契約は、青木家が支配人を派遣して米価の動向をさぐらせたり(史料1)、仲買人独自の、或いは問屋の手代や仲買人の「口入」により、米相場の「引合」せが行なわれ成立する。契約成立と同時に代金の一部が「手付金」として支払われ、地主から「売手形」が出される。慶応4年の「当座心覚帳」により、「売手形」の事例をあげてみよう。

〔史料3〕

覚

一 蔵米百俵 但し川出し
 四俵八ト替
 代金式百〇八兩と升匁
 内金拾兩也 手付ニ受取
 右之通売渡申候津出し之節通用正金ニ而受
 取可申候為念売手形仍而如件
 辰十一月廿九日 佐波 青木久八郎
 竹ヶ鼻
 米屋甚三郎殿

表14 青木家の米販売取引規模

1件当り販売俵数	産米年度							
	慶 3	明 2	3	4	5	6	7	8
1～4	3	5	20	2	2		5	5
5～9		3	1	1	1		3	
10～19		1	3			2	2	1
20～29	1	3	3	1	1	2	2	1
30～49		2	3		2			
50～74	1	5	3	1	2	4	1	6
75～99			1					
100～149	4	1		1		1		
150～199			1	1				
200～249			1					
250～299								
300	1							
総件数	10	20	36	7	8	9	13	13
総俵数	786	521	835	334	193	394	151	355
1件当り平均俵数	78.6	26.1	23.2	47.7	24.1	43.8	11.6	27.3

この事例の場合、米受渡しと代金の支払いとはどのように行なわれたかをみておくと、11月29日手付金10兩を受取り、翌30日40俵が「川出し」されるとともに65兩受取っている。12月4日、残りの60俵を渡して金133兩1分1朱224文を受取り、「相すみ」となっている。この例やさきにあげた諸例(史料1・2)からも明らかのように、契約日から米の受渡し、代金の支払い——販売契約の完了——までの日数は2～3日、長くて1週間以内であるのが通例である。新潟県・山梨県などでは、販売契約後地主が「預り手形」を出し、かなり長期にわたって蔵に保管し、米商が何回にも分けて必要俵数をひき取っていく方式がとられているが²²⁾、当地方ではこうした例はみあたらない。

ところで上記の事例は一般的なものであるが、このほか販売代金をそのまま貸金としたり、米商に貸米の形で米を受渡したり、或いは期限極めで米商に相場を仕切らせる「仕切売り」などがみられる。「仕切売り」の場合は、米相場をめぐって複雑に絡みあう地主と米商との関係がみられるので、ここにその1事例をあげておこう²³⁾。

〔史料4〕

二月十九日

米三百俵 笠松 魚屋七右衛門
下菫部 惣右衛門 口入

六俵七ト五厂替

代金四百四拾四両壹分 拾壹匁六ト六厂
内金式百六拾貳両貳分受取

差引 百八拾壹両三分拾壹匁六ト六厂

右者魚七関源どの頼ミニ付右之金子無利息
ニテ預リ来ル七月迄之内ニ直段宜敷節仕切候
筈、尤預リ手形受取置候

右之通七月朔日ニ至候而色々入組漸々六俵七
ト五厂ニ而仕切金子受取候百五拾両ハ当十
三日迄関源江かし

（慶応4年「当座心覚帳」）

これは1件当り最高の300俵を取引した事例である。すなわち慶応4年2月19日、下菫部村惣右衛門の口入で、青木家は笠松米問屋魚屋七右衛門へ、300俵を時の相場6俵7分5厘替で売渡し、代金444両1分と銀11匁6分6厘の内、262両2分を同日受取っている。残金181両3分と銀11匁6分6厘は無利息で魚七が預り、7月迄の「直段宜敷節仕切」という契約である。ところが、7月1日にいたり「色々入組」み、結局契約当時の相場「六俵七ト五厂ニ而仕切」られている。

この間の事情にくわしい「諸事日記帳」によれば、7月1日「笠松魚七方一条ニ付」口入人惣右衛門に問いただすとともに笠松米問屋魚七と折衝している。ところが魚七は「七月限と申事ハ惣右衛門一存ニ而引合」わせたとか「七月迄之内勝手仕切と申事ニ」なっていると聞いて、交渉は全く進まない。そこで笠松吉野屋があっせんに乗り出し、魚七の親戚である関屋（史料4の関源）と談合し、「三月高直8俵替ト只今直段5俵5ト替ト之真中（契約時の6俵7分5厘）ニ而而方江了解申聞」（同月3日）かせている。青木家側は「公辺江出候而茂十分と申事ニハ六ヶ敷裁ニ被存候間承知」したのでたいし、魚七はなお「聞入不申候ニ付関屋ノ弁金致候而茂濟方致ス」べく交渉を重ね、漸く同月6日に

いたり、このあっせんは契約時の相場で落着している。こうして青木家は、残金のうち31両3分3朱と銀6分6厘を受取り、150両は13日まで関屋へ貸金としている。なお吉野屋、関屋へは、あっせんの礼金として2両1分をさし出している。この事例は地主の思わく通りには事が運ばなかったことを示している。すなわち青木家は7月迄の高値で仕切らせようとしたが、現実には米相場が5俵5分替と高騰しながら、米商との関係で失敗し、結局契約当時の6俵7分5厘替で仕切られ、しかもその間無利子であったのである。

最後に販売の際の「切米引」について簡単に付言しておきたい。切米引の事例はあまり多くはないが、明治2年度—2回²⁴⁾、3年度—3回、4・7・8年度—各1回となっている。1俵当りの切米は7合5勺が通例であり、切米引分は、販売代金から控除して地主に渡される場合と、取引完了後地主から米商に返金する場合とがある。

以上で青木家小作米販売の実態についての検討を終えることとする。ここで小作米販売過程における地主と米商との関係のみについて要約しておこう。地主が小作米販売にあたって絶えず米相場に敏感に対応し、投機的利潤獲得を目ざす傾向にあったことは確認できるが、実現は必ずしも容易ではなかったと思われる。米商との関係でいえば、「仕切売り」をしても、史料4でみたごとく、仕切値は結局米商側によって操作されることが多かったものと推測される。当地方では一般的に「早売り」は行なわれず、米の受渡しは、契約日よりごく短期間になされることから、投機的利潤獲得の可能性は、地主より寧ろ米商の手に把握されることが多かったのではないかと思われるのである。

注1) 拙稿「近世土地移動の時代的性格」（『岐阜経済大学論集』第7巻第2号）。

2) 3) 4) 5) 拙稿「幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係（I）・（II）」（同論集第8巻第3号・第9巻第3・4号）。

6) 7) 拙稿「幕末維新时期における農民諸階層の存在形態」（同論集第5巻第3号）。

8) 注2)、拙稿（I）、77頁注（8）参照。

幕末維新时期における地主経営（丹羽）

五月十六日

一 米六俵 丸伝立売
式俵四ト九厘 南蔵込附払
代式拾四兩と五匁七ト九厘
内

式拾兩也 五月廿一日受取
式拾五匁 南蔵込出候米切米
八ト壹厘 四升五合と代引
五匁七ト九厘 悪米直引

差引 三兩式分ト七百文請取
六月七日皆済

（明治3年同上文書）

